

高松市監査委員告示第35号

地方自治法第199条第2項，第5項および第7項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告を，同条第9項の規定により，次のとおり公表します。

平成18年11月17日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 住谷幸伸
同 伏見正範

平成18年度財政援助団体監査結果報告について

第1 財政援助団体（高松市連合自治会連絡協議会）監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
市民部 地域振興課	平成17年度および平成18年4月1日から同年8月27日までの高松市連合自治会連絡協議会に財政的援助を与えているものの出納その他の事務	平成18年8月28日から同年10月5日まで
高松市 連合自治会 連絡協議会	平成17年度および平成18年4月1日から同年8月27日までの高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成17年度および平成18年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している市民部地域振興課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 高松市連合自治会連絡協議会（以下「協議会」という。）の概要

ア 設置目的

各小学校区（地区）連合自治会と連絡を密にし、自治会活動の指導育成に努め、市民の福祉増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

イ 事務所所在地

高松市番町一丁目8番15号

ウ 組織（平成18年4月28日現在）

46人の各小学校区（地区）連合自治会長をもって組織され、このうち役員は17人で、その内訳は会長1人、副会長3人、部会長3人、理事7人、会計1人および監事2人である。

エ 実施事業（規約で定めている事業）

- (ア) 各小学校区（地区）連合自治会相互の連絡
- (イ) 自治会活動の総括的企画
- (ウ) 自治会活動功労者の顕彰
- (エ) 市およびその他の関係諸団体との連絡協調
- (オ) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

オ 高松市との関係

高松市は、各小学校区（地区）連合自治会と連絡を密にし、自治会活動の指導育成に努め、市民の福祉増進と市政の発展に寄与している協議会に対し、財政的援助として、次表のとおり補助金を交付している。

(単位 円)

補助金の名称	平成17年度補助金額	平成18年度補助金額
活動事業補助金	7,790,000	7,990,000

平成18年度の補助金額については、交付決定額を記載している。

カ 収支の状況

平成17年度高松市連合自治会連絡協議会収支決算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

収入総額 9,722,982円

支出総額 9,620,959円

差引残額 102,023円(翌年度へ繰越し)

内 訳

収入の部

(単位 円)

科目	区分	予算額(A)	決算額(B)	比較 (A) - (B)
1	会費	875,000	875,000	0
2	補助金	8,278,000	8,356,150	78,150
3	繰越金	72,000	71,792	208
4	雑収入	420,000	420,040	40
	合計	9,645,000	9,722,982	77,982

支出の部

(単位 円)

科目	区分	予算額(A)	決算額(B)	比較 (A) - (B)
1	報酬費	2,010,000	2,000,249	9,751
2	報償費	300,000	756,030	456,030
3	慶弔費	130,000	200,000	70,000
4	事務費	50,000	170,205	120,205
5	会議費	400,000	553,639	153,639
6	手数料	21,000	25,305	4,305
7	負担金	479,000	487,600	8,600
8	役員費	498,000	962,880	464,880
9	費用弁償	1,700,000	1,351,000	349,000
10	事業活動費	4,007,000	3,114,051	892,949
11	予備費	50,000	0	50,000
	合計	9,645,000	9,620,959	24,041

(4) 監査の結果

監査の結果，所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については，おおむね適正に処理されていたが，別記のとおり，所管部局の事務の一部に改善を要する事項が認められる。

なお，所管部局の改善を要する事項について，措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

所管部局（市民部地域振興課）に対するもの

ア 概算払により補助金を交付する理由を記載すべきもの

協議会活動事業補助金については，高松市補助金等交付規則第9条第2項ならびに高松市会計規則第79条第1項第3号および第2項の規定を根拠として，支出の特例の一つである概算払をしているにもかかわらず，同補助金交付決定伺決裁には，同交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める理由」が記載されていないので，今後，同様の補助金を概算払により交付する場合は，概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

イ 補助事業等実績報告書の添付書類を適正に提出させるべきもの

概算払による補助金の交付を受けた者は，高松市補助金等交付規則第8条の規定により，補助事業が完了したときは，その完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書を提出しなければならないが，協議会活動事業補助金に係る補助事業等実績報告書は，規定に基づき適正な期間内に提出されているものの，その資料として添付されている収支決算書の日付は，上記の期間を徒過していたので，今後，協議会に対し，補助事業等実績報告書に適正な資料を添付の上，提出させるよう指導されたい。